

# 道路法違反していませんか!?

## 特殊車両の適正な運行を!

特殊車両が道路を通行する場合は、道路法により通行許可の申請が必要です。

### 「特殊車両」に該当する車両とは・・・

道路を通行できる車両の大きさ、重さは、車両制限令で下表のとおり定められています。

車両の諸元		一般的制限値(最高限度)
寸法	幅	2.5m
	長さ	12.0m
	高さ	3.8m(高さ指定道路は4.1m)
	最小回転半径	12.0m
重量	総重量	20.0t(高速自動車国道又は重さ指定道路は25.0t)
	軸重	10.0t
	隣接軸重	18.0t:隣り合う車軸の軸距が1.8m未満
		19.0t:隣り合う車軸の軸距が1.3m以上かつ 隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下
		20.0t:隣り合う車軸の軸距が1.8m以上
輪荷重	5.0t	

一般制限値(最高限度)を  
どれか1つでも超える車両  
は、「通行許可」が必要  
です!(道路法第47条第1  
項、第2項、道路法第47  
条の2第1項)

もしかして・・・  
あなたの会社も  
していませんか?

これらすべて

**道路法違反です!**

- ・通行許可を受けずに通行する。
- ・許可経路ではない道路を通行する。
- ・許可された積載物以外の物や、大きさ・重量を超えて積載して通行する。
- ・許可条件に誘導車の配置があるにも関わらず、誘導車を配置しない。
- ・許可条件で指定された通行時間以外に通行する。
- ・許可証を携帯せずに通行する。

# 特殊車両運行前チェックリスト

## 許可証を確認

- 許可証は携帯していますか？
- 許可期間内の運行ですか？
- トラクタ・トレーラともに、許可された車両での運行ですか？
- 許可された車両諸元（大きさ、重さ）を超えていませんか？
- （貨物が特殊な車両の場合）積載している貨物は、許可証の積載物と一致していますか？

## 条件書を確認

- 徐行が必要な車両ではありませんか？
- 許可された通行時間が守れますか？
- 誘導車が必要な車両ではありませんか？
- その他に特別な条件が附されていませんか？

あなたは大丈夫ですか？  
車両の運行前に必ず  
チェックしましょう！！

## 経路表・経路図を確認

- 目的地までの経路は正しいですか？

## その他

- 交通情報等で道路の状況を確認しましたか？

## 違反者に対する罰則

無許可・通行条件違反で走行させた者は、**100万円以下の罰金**（道路法第104条第1号）

通行時、許可証を備え付けていなかった者は、**100万円以下の罰金**（道路法第104条第2号）

※行為者（運転者）だけでなく、法人に対しても罰金が科せられます。（道路法第107条）

**法令を遵守し、尊い国民資産である道路の老朽化防止にご協力ください！！**

北九州市都市整備局道路部管理課台帳係（特殊車両担当） TEL：093-582-2206